

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務
②事務の概要	＜四條畷市エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金支給事務【令和6年2月29日終了】＞ 物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援及びウィズコロナ下での感染症対応の強化を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯あたり3万円を給付するもの。 ＜四條畷市エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金（追加分）支給事務【令和6年5月31日終了】＞ 物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯あたり7万円を給付するもの。 ＜四條畷市低所得者支援給付金支給事務【令和6年5月31日終了】＞ 物価高騰に直面する生活困窮者等への支援を通じた地方創成を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付するもの。 ＜令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給事務【令和6年11月30日終了】＞ 物価高騰等に直面する低所得者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付するもの。 ＜四條畷市低所得者支援給付金支給事務＞ 物価高騰等に直面する低所得者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり3万円及び児童1人あたり2万円を給付するもの。
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

市町村民税情報ファイル
宛名情報ファイル
口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表 第135項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第160の項 ■情報提供 なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉政策課（対策支援給付金受付センター）
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 健康福祉部 福祉政策課 電話 072-877-2121(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	四條畷市のシステムにおいては、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月2日	表紙 評価書名	エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和6年7月2日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	四條畷市は、エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	四條畷市は、令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年7月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務	事後	
令和6年7月2日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金(重点交付金)の増額・強化について」(令和5年3月22日付け事務連絡)に基づき、コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援及びウィズコロナ下での感染症対策の強化を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金を支給する。	＜四條畷市エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金支給事務【令和6年2月29日終了】＞ 物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援及びウィズコロナ下での感染症対応の強化を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり3万円を給付するもの。 ＜四條畷市エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金(追加分)支給事務【令和6年5月31日終了】＞ 物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯あたり7万円を給付するもの。 ＜四條畷市低所得者支援給付金支給事務【令和6年5月31日終了】＞ 物価高騰に直面する生活困窮者等への支援を通じた地方創成を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付するもの。 ＜令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給事務＞ 物価高騰等に直面する低所得者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付するもの。	事後	
令和6年7月2日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	事後	
令和6年7月2日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の4	■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項及び第162条	事後	
令和7年2月17日	表紙 評価書名	令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務 基礎項目評価書	四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和7年2月17日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり	四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり	事後	
令和7年2月17日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務	四條畷市低所得者支援給付金支給の実施に関する事務	事後	
令和7年2月17日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	＜令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給事務＞ 物価高騰等に直面する低所得者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付するもの。	＜令和6年度四條畷市低所得者支援給付金支給事務【令和6年11月30日終了】＞ 物価高騰等に直面する低所得者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付するもの。 ＜四條畷市低所得者支援給付金支給事務＞ 物価高騰等に直面する低所得者等への支援を通じた地方創生を図ることを目的として、特に家計への影響が大きい低所得者世帯及び低所得者の子育て世帯に対して、1世帯あたり3万円及び児童1人あたり2万円を給付するもの。	事後	

[illegible]